事 務 連 絡 平成 28 年 4 月 17 日

都道府県

各 指定都市 民生主管部局 御中中 核 市

厚生労働省雇用均等·児童家庭局総務課厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部障害福祉課厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部障害福祉課厚生労働省者を健局総務課

高齢者、障害者等の要援護者への緊急的対応及び職員の応援派遣について

- 1. 「熊本県熊本地方を震源とする地震」の発生に伴い、避難生活が必要となった高齢者、 障害者等の要援護者については、緊急的措置として社会福祉施設(介護老人保健施設を 含む。)への受入れを行って差し支えありませんので、要援護者の受入れに係る対応に 万全を期していただきますようお願いいたします。
- 2. 被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するため、職員の確保が困難な施設については、広域的な調整を行いつつ、他施設からの職員の応援派遣について、関係団体や個別の施設設置者への協力要請などにより必要な対応を図っていただくようお願いいたします。なお、厚生労働省から関係団体に対して、既に協力要請を行っていることを申し添えます。

また、都道府県間での派遣が必要となった場合には、国において調整を図ることとしていますが、具体的内容については、後日お知らせしますので、ご了知下さい。